

地方自治法第199条第9項の規定によって、令和5年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月22日

播磨町監査委員 平 崎 泰 彦

播磨町監査委員 岡 田 千 賀 子

## 記

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

令和5年度播磨町一般会計、特別会計、公営企業会計（各12月末現在）についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 2 監査の実施期間

令和6年2月1日から令和6年2月5日まで（課単位で実施）

#### 3 監査の実施場所

役場会議室 302

#### 4 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等及び会計帳簿等、並びに関係職員からの説明に基づき、適正かつ効率的に行われているかを主眼として証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

また、経営に係る事業の管理の状況についても、提出された資料及び提示のあった関係書類等、並びに関係職員からの説明に基づき、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として質問を行うとともに、必要と認めたその他の監査手続を実施した。

### 第2 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、全体としておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項についてはそれぞれ口頭で指導を行ったが、次の「第3 監査の所見」に記述する事項については、留意及び改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

### 第3 監査の所見

#### 1 郵便切手の管理について

令和2年度定期監査「郵便切手の取扱いについて」及び令和3年度定期監査「郵便切手管理簿の使用について」において、既に指摘しているが状態は深刻化している。

今回、当該全ての課において実際の枚数と管理簿記載枚数が完全一致していたので、管理は適正に行われていることを確認できた。しかし、郵便切手の種類によっては、長期間使用していないものがかかり見受けられる。郵便切手の交換には、郵便局において手数料が必要となるため、安易な交換は不可能であるが、郵便切手は現金同等物であることを認識し、在庫として管理し続けるのではなく、有効活用を図り、塩漬け状態にならないように対処されたい。

#### 2 公用車の適正管理について

予備費の充用状況において、令和4年度に車検予定であった車両の車検漏れが発覚したことから、早急に車検を受ける必要が生じたためとして、令和5年10月26日に216,000円の充用があった。

車検の有効期限を過ぎた状態で公道を走行、あるいは公道に駐車した場合は、道路運送車両法違反に該当する。所管の警察署に届ける事例が全国の自治体で見られている。

さらに自賠責保険が切れた車両で公道を運転した場合、自動車損害賠償保障法違反に該当することになる。

法定定期点検とあわせて法令順守はもちろんのこと、効率的・効果的な公用車の使用・管理及び安全対策を徹底されたい。なお、車両の運行管理の委託先または貸与先が、車検や法定定期点検を実施することになっている場合、確実に実施されているか、改めて確認されたい。

#### 3 時間外超過勤務について

数年来注視してきた時間外超過勤務については、定期監査及び決算審査時において再三監査意見書で指摘事項に挙げてきた。直近の令和4年度決算審査意見「時間外超過勤務について」において、労働基準法の規定、医学的検討結果を踏まえた厚生労働省の通達及び人事院事務総局職員福祉局長からの通知の三点から何が問題なのか、具体的にどのように取り組むべきか内容を示している。

機構改革により時間外超過勤務が増加したが、今回の定期監査で、全庁的に時間外超過勤務について実態把握を実施し、改善に取り組む姿勢が見受けられた。引き続き改善に努められたい。時間外超過勤務については今後も注視していくこととする。

#### 4 契約変更について

令和4年度決算審査意見「変更契約の締結について」において、全庁的な注意喚起を望むと結んでいる。遵守すべきこと、一旦成立した契約を変更する問題点及び指摘事項は詳細を述べているので、ここでは割愛する。

所管課からは、契約管理システムを使って変更調書を作成している説明があったので励行されたい。特に事業費の大幅な増減を伴う変更については、担当所管課内での審議で決定するのではなく、その変更内容を検証する仕組みを構築されたい。

以上、監査の所見を踏まえ、より一層適正かつ効率的な事務執行に努めていただくとともに、今後も堅実な行財政運営に徹していただくよう切に望むものである。